

受益者負担金制度とは

私たちが生活していくうえで、水は絶対にかかせないものです。しかし、家庭や事業所などから出る排水は、側溝や水路に入って大きな河川や海に流れ込み、水質を悪化させ豊かな自然を破壊することになります。

公共下水道が整備されますと、家庭や事業所などの排水が衛生的に排除、処理できるようになります。その結果、側溝や水路に汚れた水が流れないようになり、悪臭などから開放されます。

このように公共下水道は、豊かな自然を守り快適な生活環境を生み出すために欠くことのできない都市施設です。

このため町では、公共下水道整備事業を積極的に進めていますが、この事業には多額の費用が必要となります。そこで、一日も早く公共下水道を完備して住みよいまちにするため、下水道整備事業が行われる区域の方（受益者 1）に建設費の一部を負担していただく「受益者負担金制度」を採用しています。この制度は、下水道整備事業区域の土地の所有者や権利者を受益者とし、土地の面積に応じて事業費の一部を負担していただくものです。

この制度の施行により、公共下水道事業を町の重点施策事業として皆様の要望にお応えできるよう計画を推進しておりますので、住民の皆様の深いご理解とご協力をお願いいたします。



1 受益者とは(負担金を納めていただく人)

公共下水道整備事業が行われる区域内的の土地所有者(地主)又は、権利者(地上権者、借地権者等)が受益者になりますので、これらの方に負担金を納めていただくこととなります。

ただし、アパート、社宅、公営住宅などの借家人は、負担金を納める必要はありません。

